

食安輸発0611第4号
平成27年6月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産ナチュラルチーズのリステリア・モノサイトゲネス)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成27年6月11日付け食安輸発0611第1号）により通知したところです。

今般、輸入時の検査において、イタリア産ナチュラルチーズからリステリア・モノサイトゲネスを検出したことから、同通知中の別表1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。

を追加し、別添1の1及び別表6を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。